

令和 8 年度 群馬県環境美化運動実施計画

1 趣旨・目的

美しいふるさと群馬づくりを一層推進するため、環境美化月間を設けて環境美化運動を実施し、県民一人ひとりの自主的な参加を促す。

2 環境美化月間における環境美化運動

「群馬県の生活環境を保全する条例」で定める「環境美化の日（５月 30 日）」及び環境基本法で定める「環境の日（６月 5 日）」等に関連し、野外で活動する機会が増える 5 月及び 6 月の 2 か月間を「春の環境美化月間」、秋の行楽シーズンとなる 9 月及び 10 月の 2 か月間を「秋の環境美化月間」と定める。

これらの期間において、県、市町村及び関係団体等が連携して県民参加を促し、次のとおり、清掃活動やプラスチックごみの削減、ごみの不法投棄防止等と呼びかける普及啓発活動等を実施する。

【実施内容】

群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、快適で住みよく美しい郷土づくりを一層推進するため、毎年、環境美化運動実施計画を策定し、これに基づいて、県民、事業者及び行政が連携して、空き缶拾いなど一斉清掃活動や不法投棄防止と呼びかける普及啓発を実施する。

3 地域や県民等の自主的な環境美化活動の推進・支援

県や市町村、群馬県環境美化運動推進連絡協議会ほか関係団体、事業者等が連携を図り、全県で環境美化の推進を図る。

また、地域や県民等が自主的に行う環境美化活動を支援するとともに、活動状況についての情報収集を行う。

4 各主体における実施等内容

（１）群馬県

ア 環境政策課

- ・本運動の推進のために県が実施する清掃活動に対して、使用する資材を各環境事務所・環境森林事務所へ可能な範囲で配布する。
- ・環境事務所・環境森林事務所、市町村及び関係団体と連携を図り、全県的な広報活動を実施し、県民、事業者等に対し、本運動への参加、協力を呼びかける。
- ・県民等の自主的な活動状況について情報収集を行う。

イ 環境事務所・環境森林事務所

- ・ 関係市町村及び関係団体等と連携し、本運動の周知を図る。
- ・ 関係市町村及び関係団体等と連携し、地域の実状に応じて、春の環境美化月間中に環境美化活動を実施する。
- ・ 関係団体、ボランティア活動団体等が行う環境美化活動を支援する。
- ・ 地域における県民等の自主的な活動状況について情報収集を行う。

(2) 市町村

- ・ 各種広報媒体を活用し、地域における広報活動を実施し、本運動の周知を図る。
- ・ 春・秋の環境美化月間中に、空き缶等ごみの清掃活動またはごみの不法投棄防止に係る啓発活動等、地域の実状に応じて、環境美化活動の実施に努める。
- ・ 関係団体、ボランティア活動団体等が行う環境美化活動の支援に努める。
- ・ 市町村内においてごみが散乱している場所の管理者に対し、必要な措置をとるよう指導、助言し、土地の適正管理を促進する。

(3) 関係団体、ボランティア活動団体等

- ・ 県及び市町村が実施する環境美化活動に協力し、構成団体・構成員等に対して本運動への参加、協力を呼びかけるように努める。
- ・ 春・秋の環境美化月間中等に、独自の環境美化活動の実施に努める。